

老朽危険空家等の除却に関する助成制度のご案内

坂祝町では、空き家等の安全対策として、新たに支援制度を創設しました。この機会に、所有する空き家の除却を検討しませんか。

制度が利用できる方

- 坂祝町内で自己の所有する空き家等を除却する方(国、地方公共団体又はこれらの準ずる団体を除く。)
- 所有者が死亡している場合は、その相続人全員から同意を得た方

対象となる空き家

- 空家対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第2条第2項に規定する「特定空家」に該当するもの
- 法第14条第3項による措置命令の対象となったもの及び故意に破損等をさせたものでないもの
- 老朽度評定基準表による採点で、100点以上になったもの



助成対象工事の要件

- 樹木やその他建造物を含む敷地内のものを除却し、更地にすること。
- 宅地建物取引業者等がその業の目的のために行うものでないこと。
- 岐阜県知事の登録を受けた業者が工事を行うこと。
- 他の補助金の交付がされていないこと。

助成金額

- 撤去工事費用(廃材の処分費や運搬費を含む)に3分の1を乗じた額(1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。)
- 助成金額の上限は300,000円です。

本件に関するお問い合わせ先

TEL:0574-66-2408(直通) FAX:0574-27-1808

〒505-8501 坂祝町取組 46-18

坂祝町役場 産業建設課 建設係

